

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 題名の改正

題名を「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあっせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律」に改めること。 (題名関係)

二 犯罪主体の拡大

犯罪の主体に、公職にある者のいわゆる私設秘書並びに公職にある者の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹を加えること。 (第一条関係)

三 その他の構成要件

二以外の犯罪の構成要件を次のように改めること。 (第一条関係)

- 1 特定の者に利益を得させる目的で公務員等とその職務に関する行為をさせ、又はさせないようにあっせんをすること又はあっせんをしたこと。
- 2 1のあっせんをすること又はしたことにつき、その報酬として、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又はこれを第三者に供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたこと。

四 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。
- 2 この法律による改正後の公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律の規定については、その施行状況等を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 その他所要の規定を整備すること。